

令和7年3月教育委員会定例会会議議事録要旨

- 1 招集年月日 令和7年3月21日（木）午後2時00分 開会
- 2 招 集 場 所 喜多方市役所本庁舎4階 第3委員会室
- 3 出 席 者

教育長	佐 川 正 人
一番委員	長 田 聡 子
二番委員	山 口 謙太郎
三番委員	遠 藤 一 幸
四番委員	五十嵐 裕 子
- 4 出 席 職 員

教育部長	佐 藤 茂 雄
参事兼生涯学習課長	佐 藤 洋
教育総務課長	真 壁 由 美
学校教育課長	安 藤 裕 明
文化課長	田 中 勲
中央公民館長	佐 藤 秀 一
教育総務課長補佐	高 橋 亮 慈
学校教育課長補佐	五十嵐 健 一
学校教育課長補佐	生 江 紀 彦
生涯学習課長補佐	齋 藤 謙市朗
文化課長補佐	福 地 精 治
中央公民館長補佐	田 中 正 文
- 5 閉 会 午後4時12分

- 1 開会 午後 2 時00分、教育長から、3 月定例会の開会が告げられた。
- 2 会期の決定 教育長から、会期は本日 1 日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、その通り決定された。
- 3 書記の指名 教育長から、教育総務課課長補佐が指名された。
- 4 会議録の承認 教育長から、令和 6 年 2 月の教育委員会定例会議事録について、その承認の可否を諮ったところ、委員全員に異議なく、これを承認することに決定された。
- 5 報告事項
(1) 行事等の報告

事務局から、「報告第34号 喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示について」、「承認第 2 号 喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示について」、「議案第48号 喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を改正する規則」の 3 件について追加議案の審議依頼があった。

教育長から、3 件の追加議案の審議は、「8 協議事項」の後に一括して審議したい旨の発言があり、委員に諮ったところ、委員全員に異議なく、了承された。

また、「請願第 1 号 いじめ・不登校事案への対応と責任の明確化に関する請願」は、個人のプライバシーに関する議案となっており、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じる恐れがあることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第 7 項のただし書き」の規定に基づき、出席者の 3 分の 2 以上の多数決で議決した場合は、案件について公開しないことができるとされている旨を述べた。

当議案について非公開とするかどうかを諮ったところ、委員全員に異議なく、非公開とすることに決定された。

続いて、教育長が、行事等の報告について説明を求め、教育総務課長が令和 7 年 2 月定例会以降の行事について説明した。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員から意見なく、承認された。

(2) 教育長の報告

報告第32号 後援の承認について

教育長が、報告第32号 後援の承認について説明を求めた。

教育総務課長

後援の承認について、2月定例会以降、後援4件を承認したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告します。

なお、使用名義はいずれも「喜多方市教育委員会」です。

- ・後援1番 「ロボット製作体験会」
- ・後援2番 「第21回 華舞翔新体操倶楽部発表会 田中涼介『復活』応援プロジェクト支援イベント」
- ・後援3番 「Nature&StudyCamp2025」
- ・後援4番 「第33回 萌黄会美術展」

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

報告第33号 令和7年度喜多方市公民館事業計画について

教育長が、報告第33号 令和7年度喜多方市公民館事業計画について説明を求めた。

中央公民館長

令和7年度喜多方市公民館事業計画について、別紙のとおり承認したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問があった。

遠藤委員

熱塩加納地区で町民運動会がなくなると聞いたが、経過等がわかれば教えていただきたい。

中央公民館長

町民運動会に参加する行政区が少なく、事務局と実行委員会の協議により中止が決定されたと聞いています。

長田委員

事業計画の見直しは、前年度の実績報告の際に協議が行われるとすると、その意見が反映されるのはその翌年度の令和8年度計画においてということになるのか。

中央公民館長

今回、令和7年度の公民館事業計画を作成したところですが、

今後の令和6年度実績報告の協議の際には、令和7年度計画も見直すべき箇所は見直しを行う予定です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

6 請願事項

請願第1号 いじめ・不登校事案への対応と責任の明確化に関する請願

《非公表》

7 審議事項

議案第42号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

教育長が、議案第42号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について説明を求めた。

学校教育課長

学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を解嘱及び委嘱するものです。

提案理由は、令和7年度から熱塩小学校及び加納小学校が統合し、熱塩加納小学校が設置されることに伴い、熱塩小学校及び加納小学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を解嘱するとともに、新たに熱塩加納小学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱するものです。また、退任届の提出に伴い、慶徳小学校の学校歯科医を解嘱するとともに、後任として新たに学校歯科医を委嘱するものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

議案第43号 喜多方市語学指導等を行う外国青年就業規則の一部を改正する規則について

教育長が、議案第43号 喜多方市語学指導等を行う外国青年就業規則の一部を改正する規則について説明を求めた。

学校教育課長

喜多方市語学指導等を行う外国青年就業規則の第7条第3項中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

提案理由は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、規定の整備を行うため、喜多方市語学指導等

を行う外国青年就業規則の一部を改正しようとするものです。
以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問があった。

長田委員 現行でも禁錮刑以上とあったので、特に改正しなくても良いのではないかと考えましたが、改正の理由を教えてください。

学校教育課長 上位法令の改正に伴い、市規則の改正を行ったところです。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

議案第44号 喜多方市スポーツ推進委員の委嘱について

教育長が、議案第 44 号 喜多方市スポーツ推進委員の委嘱について説明を求めた。

参事兼生涯学習課長 喜多方市スポーツ推進委員設置規則第 2 条の規定に基づき、喜多方市スポーツ推進委員を委嘱するものです。

提案理由は、喜多方市スポーツ推進委員について、令和 7 年 3 月 31 日に任期満了となるため、新たに委嘱しようとするものです。
以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問があった。

山口委員 今回委嘱されるスポーツ推進委員 40 名は、地域的にバランスに偏りがあると感じますが、どのように運用されているのか教えていただきたい。

参事兼生涯学習課長 基本的には委員の意向を尊重した配置しており、市全域をカバーしていただいています。なお、条例の定足数は 53 名となっています。各地区のイベントや行事等に参加いただいています。例えば、地区で人員が足りない場合などは、市全体としての支援体制を構築しています。

なお、推進員の地区割り等について、今後検討してまいりたいと考えています。

長田委員

スポーツ推進委員は、中学校の部活動の地域移行に関わっているのでしょうか。

参事兼生涯学習課長

スポーツ推進委員は、地域のスポーツ振興を図るということが第一でございます。中学校の部活動は、今後、指導員や地域スポーツクラブの設立等を重点的に進めていくこととなりますが、何らかの形でスポーツ推進委員にもご支援、ご協力いただく場面も出てくると思います。

まずは、地域のスポーツの推進が目的でございますので、そのような形で取り組んでいきたいと考えています。

遠藤委員

スポーツ推進委員もなり手不足の感じがします。特に喜多方地区が少ないというお話がありましたが、喜多方地区で3月31日に退任される方は何名でしょうか。

参事兼生涯学習課長

喜多方地区においては、令和6年度12名、令和7年度9名ですので、3名の方が退任されたところです。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

議案第45号 喜多方市学校開放体育施設管理指導員の委嘱について

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき山口委員が第三委員会室を退室した》

教育長が、議案第45号 喜多方市学校開放体育施設管理指導員の委嘱について説明を求めた。

参事兼生涯学習課長

喜多方市公立学校施設の開放に関する規則第4条第2項の規定に基づき、喜多方市学校開放体育施設管理指導員を下記のとおり委嘱するものです。

提案理由は、喜多方市学校開放体育施設管理指導員について、令和7年3月31日に任期満了となるため、新たに委嘱しようとするものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問があった。

長田委員

開放施設数について教えてください。

参事兼生涯学習課長

別紙の施設数となっていますが、山都・高郷地区では、それぞれ小・中学校の体育館及び屋外運動場をカウントしますので、計 22 施設となります。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

《山口委員が第三委員会室に入室した。》

議案第46号 喜多方市社会教育関係団体の認定について

教育長が、議案第 46 号 喜多方市社会教育関係団体の認定について説明を求めた。

参事兼生涯学習課長

喜多方市社会教育関係団体の認定に関する規則第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、喜多方市社会教育関係団体に認定するものです。

提案理由は、社会教育関係団体の認定申請があったため、新たに認定しようとするものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問があった。

五十嵐委員

認定を受ける利点として、施設使用料の減免以外に何があるのか。また、現在の認定団体数を教えてください。

参事兼生涯学習課長

認定の利点ですが、施設利用料の減免以外では、団体としての社会的地位、認知度の向上など、活動の活性化にも繋がる効果等が考えられます。

また、社会教育団体は、現在のところ 230 程度の団体を認定しています。

長田委員

No.2 の団体ですが、会員の技術向上と同時に、本市にとっても大変 PR になるような活動をされると思います。

そこで、この団体に限らず、社会教育関係団体に対して、市で開催されるイベントにおいて、市側と連携、協力依頼等の体制は

構築されているのか。

参事兼生涯学習課長 例えば、蔵のまちマラソン大会では、社会教育認定団体にバイクでの先導をお願いしています。

今後、連携、協力体制に向けて検討してまいりたいと考えます。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

議案第47号 喜多方市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

教育長が、議案第 47 号 喜多方市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について説明を求めた。

中央公民館長 喜多方市公民館条例施行規則第 5 条 7 項中「年 4 回」を「年 2 回」に改めるものです。

提案理由は、公民館運営審議会の開催回数を改めるため、喜多方市公民館条例施行規則の一部を改正しようとするものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問があった。

山口委員 4 回から 2 回に改める理由について教えてください。

中央公民館長 これまで、年度初めに前年度の実績報告を行い承認を得てまいりました。また、年度の終わりには、次年度の計画を審議していただいています。

また、主な事業として、研修等を行っていましたが、公民館運営審議会の立場としては、特に研修の必要性が低く、年間 2 回の会議で十分とのご意見をいただいたことから、回数の減としたところ です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

8 協議事項

協議第 3 号 喜多方市教育振興基本計画に基づく令和 7 年度重点事業実施計画について

教育長が、協議第 3 号 喜多方市教育振興基本計画に基づく

令和7年度重点事業実施計画について説明を求めた。

教育総務課長

喜多方市教育振興基本計画に基づく令和7年度重点事業実施計画について、下記のとおり作成したいので協議するものです。
(各担当課から説明)

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問があった。

山口委員

地域学校協働活動について、部活動の地域移行に関して、受け皿となる地域スポーツクラブの設立を支援するとありますが、令和6年度は5団体が設立されたが、これはどのような団体なのか。

参事兼生涯学習課長

こちらは新たなスポーツクラブということで、既存のスポーツ少年団とは異なります。

部活動の地域移行の受け皿となる認定スポーツクラブの要件は厳しく、県中体連で審査をしています。協議別に指導者、内容等の要件が異なります。

ハードルは高いですが、令和6年度は5団体が設立できたので、今後も設立に向けた支援等を行ってまいりたいと考えています

山口委員

例えば、野球団体が各学校に指導員を派遣するイメージでよろしいか。

参事兼生涯学習課長

その通りです。本市の各中学校ではチーム編成が難しい状況ですので、先ほど申しました地域スポーツクラブでの合同練習等を行い、中体連に参加できる流れで進めてまいりたいと考えています。

教育長

部活動の地域移行に関しては、国でも制度が変わってきていますので、次回の臨時会で担当課から詳しく説明したいと思います。

長田委員

4ページの幼児教育との接続連携について、認定こども園への指導訪問は記載されていますが、私立幼稚園に対しての訪問はどのようにされているのか。

学校教育課長

市立こども園は、制度として、毎年3園から4園程度をローテ

ーションにより指導訪問しております。

私立幼稚園につきましても、周知等を行いながら、要望があった場合は相談、指導等を実施しているところです。

なお、令和6年度は私立幼稚園の訪問実績はございません。

五十嵐委員

学校給食の地場産品の使用については、有機栽培の生産者はプライドの高い方も多く、品質の良いものができなかったら納品ができないこともあり、学校側での急な対応も大変と聞いています。

また、学校給食に協力的な農家の方の意見では、給食に関する会議回数が多く、生産者の会をやめた人もいると聞いています。

熱塩加納地区は地場産品の使用として全国的な優良事例となっていますが、現場の声も聴いていただければと思いました。

意見です。

長田委員

キャリア教育の展開について、対象となる学校はどのようにして選ばれているのか。

学校教育課長

キャリア教育につきましては、アントレプレナーシップ教育として、起業化体験学習を行っています。

令和6年度は、関柴小学校、第1中学校をパイロット校として、試行的に実施しました。児童・生徒に大きな変容があったと校長先生から聞いております。その内容を校長会等で話をしたところ、令和7年度は、手上げ方式とし、関柴小学校と第1中学校に加え、熱塩加納小学校と会北中学校、第2中学校で実施する予定です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

追加案件

報告第34号 喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示について

教育長が、報告第34号 喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示について説明を求めた。

教育総務課長

令和7年3月31日付け及び令和7年4月1日付けで発令する喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示について、喜多方市教育委員会教育長専決規定第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同規程第2項の規定によりご報告するものです。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員から意見なく、承認された。

追加案件

承認第2号 喜多方市教育委員会職員の異動に関する内示について

教育長が、承認第2号 喜多方市教育委員会職員の異動に関する内示について説明を求めた。

教育総務課長

令和7年3月31日付け及び令和7年4月1日付けで発令する喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示について、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、臨時に代理して処理したので、同規則第3条第2項の規定に基づきご報告し、承認を求めるものです。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員から意見なく、承認された。

追加案件

議案第48号 喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を改正する規則について

教育長が、議案第48号 喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を改正する規則について説明を求めた。

教育総務課長

教育総務課、学校教育課及び生涯学習課の組織を改編し、分掌事務を改めるため、喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を改正しようとするものです。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

8 連絡事項

令和6年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

次回の臨時会について、教育総務課長が、令和7年3月28日（金）午前2時から開催することを説明した。

9 閉会

午後 4 時12分、教育長から、閉会が告げられた。